

仮に成年被後見人を急迫として取扱い、通知を出すのであれば、要保護状態の成年被後見人のみでなく、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある等の理由によって、自ら申請を行うことができない者」を通知に加えることで、申請者がいない要保護者についても急迫の解釈が明確になると考える。

しかしながら、本提案の内容は、成年被後見人は成年後見人がいるにも関わらず、意思表示ができないからといって、急迫と同様に扱われ、職権保護により結果として保護できれば良いと整理されるべきものではない。議論すべきは、成年後見人がなぜ扶養義務者やその他同居親族と同様に申請者と成り得ないのかである。

大橋構成員の意見するところは、本法は生存権を国が保障するものであり、成年後見人は成年被後見人の生活状況全般を把握できるため、成年後見制度と共通する部分があるということである。成年後見人は成年被後見人の不利益になる行為はできない制度となっており、生活保護の申請によって成年被後見人は生活が保障され、不利益を被ることはないことから、成年後見人による申請は当然と考える。

ゆえに、本提案は平成 28 年生活保護担当指導職員ブロック会議で議論され、また共同提案団体の状況からも、本市含む全国 114 自治体のうち約 9 割の自治体（46 道府県と政令指定都市 18 市、中核市 36 市）が賛同し、実施を求めている状況である。